

移住者の住宅改修費等を補助

《申込み・問合せ》エコバレー推進課 ☎21-9096

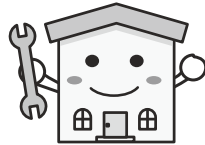
Ｕターン・Ｉターンなどの市外からの移住者（転入者）の住宅改修費等を補助します。

▼対象者

▽市内に住宅を購入または賃借し、当該物件に5年以上定住する意思のある移住者

▽市内で住宅を購入または賃借し、かつ市外から市内に移住して3年以内の方

※転勤・進学等による一時的転入、結婚による転入は対象になりません。



▼対象物件

「飛んでるローカル豊岡」ホームページで検索
<https://tonderu-local.com/sumai/>

▼対象経費

「飛んでるローカル豊岡」に掲載されている物件の改修費、当該住宅に付随する家財等の処分費、引越し・清掃にかかる業者委託費など
 ※予算の範囲内で先着順

▼申込み 市ホームページまたはエコバレー推進課窓口にある申請書を提出

▼その他

▽改修工事等の事業は平成30年3月15日（木）までに完了してください。

▽工事・引越し・清掃等は、市内業者で行ってください。

▽詳細は、市ホームページに掲載している制度チラシをご覧ください。

《地域、限度額、補助率》

地 域	市内全域	城崎・竹野・ 但東全域	豊岡・日高・出石 の一部地域(※)
限度額	50万円	100万円	
補助率	対象経費の 3 / 4 以内		

※豊岡（三原、内町、辻、船谷、目坂、奥野）
 日高（谷、中、猪ノ爪、八代、河江、小河江、大岡、伊府、佐田、知見、観音寺、殿、羽尻、田ノ口、広井、万場、栗栖野、山田、万劫、稲葉、水口、東河内）
 出石（福見、暮坂、坪井、袴狭、口小野、奥小野）

空き家の改修費等を補助

《申込み・問合せ》エコバレー推進課 ☎21-9096

▼申込期限 11月30日（木） ※先着順

▼対象者 市内で住居、事業所または地域交流拠点として空き家を改修し、10年以上活用しようとする者（市民可）

▼対象物件 空き家の期間がおおむね6カ月以上である一戸建ての住宅

▼対象経費 空き家の改修費（機能回復、設備改善）および移転費

▼申込み 県ホームページにある申請書類を提出
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html>

▼その他 事業主体は兵庫県

《補助額等》

住居および事業所の改修費は、AまたはBのいずれか低い方の額

対象 経費	改修費					移転費
	A		B			
住居	対象経費の 1 / 3 (上限100万円)	若年・子育て世帯※ 対象経費の 1 / 2 (上限150万円)	改修費の 総額	補助定額		対象経費の 10/10 (上限10万円)
				右記以外	若年・子育て世帯	
			100万円以上 200万円未満	50万円	75万円	
			200万円以上 300万円未満	75万円	112.5万円	
事業所	1 / 3 (上限100万円)		300万円以上	100万円	150万円	
地域交流 拠点	対象経費の 1 / 2 (上限500万円)					対象外

※若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯
 子育て世帯：高校卒業までの子どもがいる世帯

小さな自然再生活動費を補助

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

自然や生きもののための「小さな自然再生」に取り組む活動を、次のとおり支援します。

- ▼対象活動 平成30年3月31日(土)までに実施する次のいずれかの活動
- ▽地域の生物多様性を保全するための“小さな自然再生作業”(例:ビオトープづくり、繁茂する外来雑草の除去など)
- ▽地域の生物多様性を知るための観察会や生きもの調査
- ▽コウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマと



▲清掃活動



▲ビオトープづくり

した自然環境体験学習活動

▼対象者 次の要件を全て満たす市民団体・グループなど

▽市内に活動拠点を有し、主に市内で活動

▽宗教的、政治的な活動や選挙運動、営利を目的としない、公共の福祉を目的とした自主的な活動

▽構成員が3人以上

▼補助金額 予算の範囲内で、1件当たり10万円以内(謝金、手数料、通信運搬費、消耗品費など)

※助成額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨て

※申請者が同様の活動内容で当該助成を受ける場合、団体等につき3回を上限

▼申込み 平成30年3月2日(金)までに、市ホームページやコウノトリ共生課にある応募申請書および団体調書を提出

生活支援コーディネーター

①つながり支え合う地域づくりを応援

生活支援コーディネーターを配置しています

生活支援コーディネーターは、既に多くの地域でいろいろな活動に参加しているので「社協の〇〇さん」として知っている方も多いと思います。

ひょっとすると「何で社協の人がいるんだろう?」「何をしに來ているの?」と疑問に思っている方がいるかもしれません。「社協の人」には違いありませんし、社協の仕事と重なる部分も多いですが、市の事業の推進員でもあります。

生活支援コーディネーターとは?

生活支援コーディネーターは、地域の方や行政、事業者などと協力して、高齢者が社会参加できる場を増やしたり、生活支援サービスの充実や支え合い活動の強化に取り組む担当者です。

住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けたいというのは、多くの方の願いではないでしょうか。ですが、今後ますます少子高齢化が進んで、これまでのように若い人や専門職の人、または公的な支援だけで高齢者を支えていくことは難しくなります。

そこで、コーディネーターは、さまざまな関係者間のつながりをつくったり、調整を行い、地域住民を含む多様な主体による生活支援や介護予防サービス等の提供体制の整備を支援します。

市では、平成27年4月から豊岡市社会福祉協議会に委託して、6人の生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置しています。今回は、その役割や活動を紹介します。



▲コーディネーターら

具体的には何をするの?

コーディネーターが直接何かサービスを提供することはありません。

「地区で福祉の勉強がしたい」「地域の困りごとについて話し合いの場を持ちたい」「サロンや生活支援の活動を立ち上げたい」「ボランティアをしたい」など、生活支援や介護予防、その他の地域活動の相談を受けて、情報提供やアドバイス、行政や専門機関との調整、その他の手伝いをしています。このような相談がありましたら、気軽に問い合わせてください。

《問合せ》豊岡市社会福祉協議会地域福祉課

☎23-2573

市高年介護課 ☎29-0055